

諮問庁：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（独情）諮問第27号）

答申日：平成28年11月17日（平成28年度（独情）答申第55号）

事件名：核燃料物質等輸送に関する契約書等の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書20（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示するとした決定については、異議申立人が不開示とすべきとする部分を開示するとしたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月18日付け27原機（広）055により国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、法14条1項に規定する第三者である異議申立人が、原処分を取り消すことを求めるものである。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

輸送料金等に係る商取引上の契約であり、異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるため、機構の開示決定は認められない。

なお、輸送貨物仕様の開示については、機構の決定どおりこれを認める。

(2) 異議申立ての一部の取り下げ

異議申立書（上記（1））をもって開示決定の取り消しを求めた文書1ないし文書20のうち、文書1、文書15、文書16、文書20については、異議申立人で再検討の結果、機構が不開示と判断した箇所を除き、公にすることにより異議申立人の利益を害されるおそれはないと判断したため、原処分による機構の決定を受け入れ、取り消しの異議申立てを取り下げる。

(3) 意見書1

ア 本意見書の位置づけ

本意見書は、本件諮問事件に係る文書1ないし文書20について、

処分庁が行った開示決定（原処分）により、異議申立人に生じるおそれのある具体的な不利益を明らかにするとともに、異議申立人が「不開示が妥当」と考える箇所を補足するものである。

イ 概算契約金額の内訳開示による不利益について

概算契約金額はもとより、その内訳は、輸送料金等に係る商取引上の機密性が極めて高く、当該内訳が、下記〈契約体系図〉に示す利害関係人に開示されれば、異議申立人の経営のノウハウが露呈され、契約交渉が異議申立人にとって著しく不利となり、異議申立人の経営等に深刻な不利益をもたらすおそれがある。

異議申立人と造船会社及び運航会社との不利な交渉の結果、契約金額が増えれば、異議申立人は異議申立人の顧客（電力会社、機構）に負担増を求めざるを得ず、最終的には電気料金への転嫁や不要な税金の支出増という形で、国民負担の増につながるおそれもあることから、概算契約金額の内訳が開示されると、多大な不利益が生じることとなる。

〈契約体系図〉（略）

仮に、処分庁が概算契約金額の内訳を開示する場合、異議申立人が、利害関係人との交渉において被るおそれのある具体的な不利益は、以下（ア）ないし（イ）のとおりである。

（ア）造船会社との適正な船価による造船契約が困難になる

概算契約金額の内訳の一つである「減価償却費」、「支払利息」、「減価償却費及び支払利息」が開示されれば、基本協定書（文書1）1条（3）を参照することで、本船のおよその取得価格を算出可能である。

また、「固定資産税」が開示された場合も、地方税法所定の税率や、定率法の一般的な償却率を用いて、およその取得価格を算出可能である。

さらに、文書3ないし文書13、文書18、文書19の「別紙1の（*1）」、文書14の「別紙1の（*2）」「別紙2の（*1）」、文書17の「別添の（*2）」にも、本船の取得価格に係る情報が記載されている。

異議申立人は、数年後に新船を建造する予定があるが、使用済燃料を輸送する極めて特殊な船舶であり、その構造は、平成20年12月22日付け三省（文科省、経産省、国交省）通達「防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて」における核物質防護秘密として、厳重な管理を講ずべき情報であるため、世間一般に広く競争発注することは困難であり、受注可能な造船会社は限定される。

こうした状況下で本船の取得価格が明らかになると、造船会社（受注者）が、異議申立人（発注者）側の価格情報を把握することとなり、本船の取得価格を参考に、新船の建造費を見積提出するおそれがあることから、異議申立人は、将来の本件業務又はこれと同種の契約において、公正な競争により形成されるべき適正な額での造船契約が困難になる。同様の理由により、入札予定価格等について不開示が妥当と判断された貴審査会の答申事例もある（答申番号：平成27年度（行情）答申第232号）。

「減価償却費及び支払利息」の1回あたりの支払金額も、開示されると同様の不利益が生じる。

（イ）運航会社との適正な料金による委託契約が困難になる

a 本船の運航会社との委託契約

本船の固定費の大部分を占める「船舶管理費」は、異議申立人が船舶運航管理を委託する本船の運航会社に支払う委託料金の原資であり、毎年、料金改定に係る厳しい交渉を行っている。

概算契約金額の内訳が公になれば、料金交渉に係る異議申立人のノウハウが露呈されるとともに本船の委託料金の指標となることから、今後、異議申立人は、運航会社との合理的な交渉により形成されるべき適正な額での委託契約が困難になる。

交渉が決裂して運航会社を変更しようにも、使用済燃料等運搬船という特殊船に係る、船舶維持管理や許認可取得・維持、放射線管理等を委託できる能力や経験を持つ国内の運航会社は、ほかにわずかしかない。仮に、委託先を変更した場合、特定の運航会社に委託先が偏って、料金交渉における異議申立人の立場が弱くなり、委託料金が上昇するおそれがある。

また、運航会社との契約交渉は、総額交渉であり単価交渉ではないため、「船舶管理費が公になっても、単価が公にならないければ、異議申立人の経営のノウハウは露呈されない」というものではない。

船舶管理費の総額はもちろん、1回あたりの支払金額も、開示されると同様の不利益が生じる。

b 他船の運航会社との委託契約

異議申立人は、本船のほかにも船舶を所有しており（以下「他船」という。）、本船の運航会社とは別の会社に他船の運航管理を委託し、委託料金を支払っている。日本国内には、本船と他船以外に使用済燃料を運搬できる船舶がなく、運航委託料金に係る市場価格が存在しないことから、他船の運航会社が本船の「船舶管理費」を把握すれば交渉材料に用いられ、他船の委

託料金の指標となり、委託料金が高止まりするおそれがある。その結果、当社は、運航会社との合理的な交渉により形成されるべき適正な額での委託契約が困難になる。

(ウ) 概算契約金額の開示について

機構と異議申立人は、基本協定書（文書1）9条及び契約書（文書2ないし文書4、文書6、文書9、文書11、文書13、文書14、文書18及び文書19）の一般条項32条に基づく秘密保持義務を負っており、法令上の義務がある場合又は相手方の書面による承認を得た場合を除き、契約内容を第三者に開示してはならないことになっている。

しかしながら、機構が財務大臣通知に基づいて契約金額をホームページで公表するにあたり、異議申立人は機構から何ら書面を受領しておらず、書面による承認行為も行っていない。

したがって、本件諮問事件において、機構が、概算契約金額をホームページ上で公表していることを理由に、概算契約金額を開示しようとしていることについて、異議申立人は、機構の秘密保持義務違反と認識している。

(エ) 対象文書の不開示箇所に係る補足事項

本件諮問事件に係る文書2ないし文書14、文書17ないし文書19について、異議申立人が「不開示が妥当」と考える箇所は、処分庁が、理由説明書（下記第3の1）の「2 異議申立人の主張について」に記載した①ないし⑦のほか、文書3ないし文書13、文書18、文書19の「別紙1の（*1）」、文書14の「別紙1の（*2）」「別紙2の（*1）」、文書17の「別添の（*2）」である。

(4) 意見書2

ア 概算契約金額及び秘密保持条項について

機構が、概算契約金額をホームページにおいて公表していることを理由に、概算契約金額を開示することが妥当だと判断していることについて、異議申立人は機構の秘密保持義務違反と認識している。

なお、機構と異議申立人は、基本協定書（文書1）9条及び契約書（文書2ないし文書4、文書6、文書9、文書11、文書13、文書14、文書18及び文書19）の一般条項32条に基づく秘密保持義務を負っており、法令上の義務がある場合又は相手方の書面による承認を得た場合を除き、契約内容を第三者に開示してはならないことになっている。

しかしながら、機構が財務大臣通知に基づいて契約金額をホームページで公表するにあたり、異議申立人は機構から何ら開示承認を求

める書面を受領しておらず、書面による承認行為も行っていない。

また、法的拘束力のある秘密保持条項については、平成27年11月に開催された行政事業レビュー「秋のレビュー」（以下「レビュー」という。）による公開検証の場での質疑における情報を公開すべきという指摘よりも優先されるべきと考える。

イ 輸送手続費の「安全確認申請手数料（印紙代）」及び「申請手続出張旅費（安全確認運送届）」について

各々、公開されている規則等で定められている手数料等であり、当該手数料等を開示することは妥当という主張に特に意見はない。

ウ 特定船舶の建造費について

レビューで公開されていることを理由に、特定船舶のおよその建造費が公知の事実とまでは言い難いと考えており、また、仮に公知の事実であるならば情報公開する必要もなく、異議申立人の意見は何ら変わるものではない。

加えて、「建造当時の資材費や人件費等と現在の同費用等は大きく異なる」という機構の主張には具体的根拠がなく、仮に大きく異なるとしても、建造年月、建造価格、現在の市況、経済情勢等から現在の価格が容易に類推されるおそれがある。

また、特定船舶は多目的船であり、将来的な建造は十分に考えられることから、「特定船舶と同仕様の新船を将来建造するとは到底考えられず」という機構の主張についても、具体的根拠のない憶測である。

エ 船舶管理費

機構の主張のとおり、「特定船舶の運航会社と他船の運航会社とでは、運航管理をしている船の仕様がそれぞれ異なる」部分はあるものの、基本的な仕様はほとんど同じであり、各運航会社も十分に認識していることから、「船舶管理費」が公開された場合は、当社のノウハウが露呈するとともに、委託料金の指標となることは免れず、適正な額での委託契約が困難になることは避けられない。

オ 上記以外の不開示を求める部分について

概算契約金額はもとより、その内訳は輸送料金等に係る商取引上の機密性が極めて高く、当該内訳が利害関係人に開示されれば、異議申立人のノウハウが露呈され、契約交渉が異議申立人にとって著しく不利となり、異議申立人の経営等に深刻な不利益をもたらすおそれがある。

異議申立人と造船会社及び運航会社との不利な交渉の結果、契約金額が増えれば、異議申立人は異議申立人の顧客（電力会社、機構）に負担増を求めざるを得ず、最終的には電気料金への転嫁や不要な

税金の支出増という形で、国民負担の増につながるおそれもあることから、多大な不利益が生じることとなる。

カ その他

以上のように、異議申立人に生じるおそれのある不利益について、異議申立人の意見は何ら変わるものではない。

機構は、レビューでの公開にあたっては、契約相手先が民間企業である以上、開示内容の制限や公開対象者の限定など、十分に配慮した適切な対応が取られるべきであったと考えている。

国（機構）と契約したことにより、民間企業のノウハウ・重要機密事項が公表され、経営に悪影響を及ぼすようなことはあってはならないと考えており、引き続き適切な判断をお願いしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

ア 開示請求

本件開示請求は、平成27年11月18日付けで受領し、請求内容は別紙2のとおりである。

イ 開示決定等

別紙2の2に対しては、別紙1に掲げる文書を特定し、開示決定等に当たっては、法5条2号イ、4号ニ、イ及びロに該当するため、一部不開示とする開示決定（原処分）を行い、開示請求者及び反対意見書を提出した第三者に対し通知した。

ウ 異議申立て及び異議申立ての一部取下げ

反対意見書を提出した第三者のうちの1者である特定会社から、別紙2の2の開示請求に関する文書に対する原処分を取り消すことを求める異議申立てを受けた。

その後、異議申立人から、別紙1に掲げる文書1、文書15、文書16及び文書20に関する異議申立てを一部取り下げる旨の通知があった。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、異議申立書（上記第2の2（1））の記載によると、次のとおりである。

「輸送料金等に係る商取引上の契約であり、異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるため、貴機構の開示決定は認められない。なお、輸送貨物仕様の開示については、機構の決定どおりこれを認める。」

なお、異議申立人から提出された反対意見書、異議申立て及び異議申立ての一部取下げに関する内容を勘案すると、異議申立人が開示することを認めないとするのは、原処分で不開示とした部分を除いた次に掲げ

る部分と解される。

- ① 文書2ないし文書4，文書6，文書9，文書11，文書13，文書14，文書18及び文書19の契約書における概算契約金額（消費税額を含む）
 - ② 文書5，文書7，文書8，文書10，文書12及び文書17の変更契約書における原概算契約金額，減額する金額及び変更した概算契約金額（消費税額を含む）
 - ③ 文書2ないし文書4，文書6，文書9及び文書11の契約書並びに文書7の変更契約書における別紙1ないし4
 - ④ 文書18及び文書19の契約書並びに文書5，文書8及び文書10の変更契約書における別紙1及び2
 - ⑤ 文書12の変更契約書における別紙1
 - ⑥ 文書13及び文書14の契約書における別紙1ないし3
 - ⑦ 文書17の変更契約書における別添
- (3) 異議申立人の主張に対する反論について

ア 原処分における不開示部分について

上記(2)①ないし⑦に掲げる部分については，原処分において，公にすることにより，異議申立人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法5条2号イに該当するとして，次に掲げる部分を不開示としたところである。

(ア) 文書2の契約書の別紙1に記載された支払利息の計算式の一部

(イ) 文書2ないし文書4，文書6，文書9，文書11，文書13，文書18及び文書19の契約書並びに文書5，文書7，文書8，文書10及び文書12の変更契約書の別紙1に記載された報酬額の説明，文書14の契約書の別紙1及び別紙2に記載された報酬額の説明並びに文書17の変更契約書の別添に記載された報酬額の説明

(ウ) 文書2ないし文書4，文書6，文書9及び文書11の契約書並びに文書7の変更契約書の別紙2に記載された輸送関係の各種単価並びに別紙3に記載された港費及び輸送立会・放管費，文書5，文書8及び文書10の変更契約書並びに文書18及び文書19の契約書の別紙2に記載された港費，文書13の契約書の別紙2に記載された港費及び輸送立会・放管費並びに文書14の契約書の別紙3に記載された港費

イ その他の部分の不開示該当性について

契約金額については，平成18年8月25日付け財計第2017号の財務大臣通知「公共調達の適正化について」（以下「財務大臣通知」という。）に基づき，当機構ホームページにおいて公表してきており，上記(2)①及び②の概算契約金額等については，開示す

ることが妥当である。

上記（２）③の別紙４及び⑥の文書１３の別紙３に記載された輸送手続費については、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和３２年８月２０日運輸省令第３０号）及び危険物積付検査の登録指定機関である一般社団法人日本海事検定協会における危険物等検査業務規程（本安技第１６－３０号）の附属書第１「危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査の実施方法等」に基づくものであり、それら規則等はいずれも公開されていることから、開示することが妥当である。

その他の部分についても、異議申立人から、公にすることにより生ずるおそれのある具体的な不利益等は示されておらず、また、原処分で不開示とした上記（３）ア（ア）ないし（ウ）の部分を除き、当該部分を公にすることにより、法５条に定める不開示情報に該当するだけの不利益を及ぼす等の法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

したがって、異議申立人の主張には理由がなく、本件対象文書につき、その一部を不開示とした原処分は妥当であると判断する。

（４）結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

２ 補充理由説明書

（１）契約金額及び秘密保持条項について

契約金額については、財務大臣通知に基づき、当機構ホームページにおいて公表してきていることから、当該情報については、法５条に定める不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

また、機構は、平成２１年度から今日まで、上記通知に基づき契約金額を公表してきているが、異議申立人からこれまで支障がある旨の連絡を受けたことはなく、機構における他の契約においても支障が生じたとの実態はない。

秘密保持条項については、レビューによる公開検証の場において質疑がなされ、既存の契約で当該条項があるものについても、不開示とする合理的な理由がない限り、情報を公開すべきとの指摘を受けており、当機構としては、法の趣旨に鑑み、秘密の範囲は、法５条に定める不開示情報に限定されるものと判断している。よって、契約金額以外の部分についても、一部の不開示部分を除き開示することが妥当である。

（２）輸送手続費の「安全確認申請手数料（印紙代）」及び「申請手続出張旅費（安全確認運送届）」について

「安全確認申請手数料（印紙代）」は、危険物船舶運送及び貯蔵規則

114条の別表第五に定められており、また、「申請手続出張旅費（安全確認運送届）」は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）28条7項において準用する25条の47第3項の規定により国土交通大臣の登録を受けた登録検査機関である一般社団法人日本海事検定協会の危険物等検査業務規程（本安技第16-30号）附属書第1の17条二に定められている。

これらの規則等はいずれも公開されていることから、当該規則等に定められた手数料等を開示することは妥当であり、また、当該規則等で定められた手数料等については、受託者としての裁量が認められるものではなく、当該規則等に基づき厳格に算出するものである。よって、これらの手数料等の算出において異議申立人に裁量の余地はない。

（3）特定船舶の建造費について

特定船舶の建造費については、既に一部の報道機関により新聞報道をされており、また、レビューによる公開検証の場においても、特定船舶に関する質疑がなされ、およその建造費については既に公表されていることから、異議申立人が特定船舶の建造費が算出可能と主張する部分を開示せずとも、特定船舶のおよその建造費は公知の事実であると言える。

また、特定船舶は、ふげん使用済燃料、もんじゅ使用済燃料、もんじゅPIE燃料、六ヶ所MOX粉末、もんじゅ新燃料、放射性廃棄物等の多目的の使用済核燃料を運搬できる仕様で平成18年8月に建造されたものであるが、建造当時の資材費や人件費等と現在の同費用等は大きく異なることから、将来建造する新船において、特定船舶に係る費用を指標とすることは極めて困難である。よって、異議申立人が特定船舶と同仕様の新船を将来建造するとは到底考えられず、また、そもそも特定船舶の建造費は指標とならないことから、将来適正な額での新船の造船契約が困難になるという異議申立人の主張には理由がない。

なお、異議申立人が意見書1（上記第2の2（3））において不開示が妥当であるとして例示する情報公開・個人情報保護審査会の答申にある予定価格は、契約の上限額となる金額であり、発注者の手の内情報となるものである。特に競争入札では価格交渉の余地はなく、仮に応札者に発注者の予定価格が把握されていると、今後の同種の競争入札において予定価格を類推され、応札者は契約の上限額近くでの落札が可能となるために、予定価格を不開示とすることは妥当であるとして当該審査会で判断されたものである。よって、異議申立人が例示する上記答申にある予定価格は、本件における契約実績額とは全く性質が異なるものであり、異議申立人の主張は失当である。

（4）「船舶管理費」について

「船舶管理費」については、異議申立人が運航管理を委託している特

定船舶の運航会社と他船の運航会社とでは、運航管理をしている船の仕様がそれぞれ異なることから、「船舶管理費」を公にしたとしても、異議申立人と各運航会社との料金交渉において、異議申立人のノウハウが露呈され、委託料金の指標となるとは言えない。

また、異議申立人は、特定船舶の運航会社との委託契約において、「船舶管理費」を単価ではなく総額で交渉しているため、「船舶管理費」が公になると適正な額での委託契約が困難になると主張するが、「船舶管理費」には特定船舶の運航会社以外への費用が含まれていることから、当該委託契約は異議申立人と特定船舶の運航会社との委託料金の総額とは言えない。

よって、「船舶管理費」を公にしたとしても、異議申立人と特定船舶の運航会社との料金交渉に影響を及ぼすとは考えられず、また、異議申立人が各運航会社と適正な額での委託契約が困難になるとは言えないことから、「船舶管理費」を開示することは妥当である。

(5) 上記以外の異議申立人が不開示を求める部分について

上記以外の異議申立人が不開示を求める部分については、異議申立書及び意見書においても具体的な不利益が言及されていないが、総じて、契約金額の構成要素としての詳細な単価等が記載されているわけではないため、異議申立人の商業上の機密には該当せず、当該部分を公にすることにより、異議申立人の今後の営業活動に支障が生じるとは言えない。よって、法5条に定める不開示情報に該当するだけの不利益を及ぼす等の法的保護に値する蓋然性があるとは認められないため、開示することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------------------|
| ① | 平成28年3月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月29日 | 審議 |
| ④ | 同年4月19日 | 異議申立人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 同年5月16日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月24日 | 審議 |
| ⑦ | 同年9月6日 | 審議 |
| ⑧ | 同年10月18日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑨ | 同月27日 | 異議申立人から意見書2を收受 |
| ⑩ | 同年11月8日 | 審議 |
| ⑪ | 同月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙2に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、計75文書を対象として特定し、その一部について、法5条2号イ並びに4号イ、ロ及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、法14条1項の第三者である異議申立人は、原処分のうち、一部の開示部分（以下「本件開示部分」という。）について、当該部分を開示する旨の決定を取り消し、不開示とすることを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果に基づき、本件開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件開示部分の不開示情報該当性

(1) 本件開示部分

本件対象文書は、機構と特定会社との間で締結された使用済燃料等多目的運搬船に係る基本協定書（文書1）、核燃料物質等輸送に関する平成18年度ないし平成23年度の契約書及びその変更契約書（文書2ないし文書12）、使用済燃料輸送に係る当該運搬船の維持管理に関する平成24年度ないし平成27年度の契約書及びその変更契約書（文書13、文書14、文書17ないし文書19）並びに合意書（文書15及び文書16）及び覚書（文書20）の計20文書である。

そのうち、本件開示部分は、①契約書（文書2ないし文書4、文書6、文書9、文書11、文書13、文書14、文書18及び文書19）の概算契約金額（消費税額を含む。）及び変更契約書（文書5、文書7、文書8、文書10、文書12及び文書17）の原概算契約金額、減額する金額及び変更した概算契約金額（消費税額を含む。）、②文書2ないし文書4、文書6、文書7、文書9及び文書11の別紙1ないし4、③文書5、文書8、文書10、文書18及び文書19の別紙1及び2、④文書12の別紙1、⑤文書13及び文書14の別紙1ないし3並びに⑥文書17の別添の開示部分であると認められる。

そして、異議申立人は、本件開示部分について、輸送料金等に係る商取引上の契約であり、異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるため、機構の開示決定は認められない旨主張していることから、いずれも法5条2号イの情報に該当するとして、その不開示を求めているものと解される。

(2) 検討

ア 概算契約金額等について

(ア) 本件開示部分のうち、本件の各契約書に係る概算契約金額（消費税額を含む。文書2ないし文書4、文書6、文書9、文書11、文書13、文書14、文書18及び文書19）並びに変更契約書に係る原概算契約金額、減額する金額及び変更した概算契約金額（消費

税額を含む。文書 5，文書 7，文書 8，文書 10，文書 12 及び文書 17) について，諮問庁は，財務大臣通知に基づき，機構のホームページにおいて公表してきていることから，開示することが妥当である旨説明する。

(イ) 当審査会事務局職員をして機構のホームページを確認させたところ，少なくとも平成 20 年度以降の本件の各契約に係る契約金額（変更契約では減額する金額。いずれも上記概算契約金額等と同じ金額）が，契約の名称等とともに，当該ホームページにおいて公表されていると認められる。そうすると，当該概算契約金額及びその消費税額については，現在，ホームページに掲載されていない過去のものも含め，これを公にしたとしても，異議申立人の今後の営業活動に支障が生じるとはいえないとする諮問庁の説明は首肯できる。したがって，当該開示部分は，法 5 条 2 号イの不開示情報に該当せず，開示することが妥当である。

(ウ) なお，異議申立人は，機構が概算契約金額をホームページにおいて公表していることについて，機構の本件の各契約における秘密保持義務違反である旨主張するが，上記のような契約違反の成否の点とはともかく，法に基づく開示請求を受けた機構としては，当該開示部分を公にすることにより，法 5 条各号に規定する不開示情報に該当すると認めるべき事情が存しない以上，これを不開示とする処分を行うことはできないというべきである。

イ 輸送手続費について

(ア) 本件開示部分のうち，輸送手続費（文書 2 ないし文書 4，文書 6，文書 7，文書 9 及び文書 11 の別紙 4 並びに文書 13 の別紙 3）について，諮問庁は，上記第 3 の 1（3）イ及び 2（2）に掲げる運輸省令等の規則等に基づくものであり，これらの規則等はいずれも公表されていることから，開示することが妥当である旨説明する。

(イ) これについて検討すると，輸送手続費の内訳として記載されている各単価等については，いずれも諮問庁が説明するとおり，公表されている上記の規則等に基づく手数料等（具体的には検査手数料や検査官旅費等）であると認められ，そうすると，当該規則等で定められた手数料等については，受託者としての裁量が認められるものではないから，これらの手数料等の算出につき，異議申立人に裁量の余地はないとする諮問庁の説明は首肯でき，これを公にすることも，異議申立人の経営等に不利益をもたらすおそれ等を認めることはできないというほかはない。したがって，当該開示部分は，法 5 条 2 号イの不開示情報に該当せず，開示することが妥当である。

ウ 特定船舶の建造費に関係する費用等について

(ア) 異議申立人は、本件開示部分のうち、「減価償却費」、「支払利息」、「減価償却費及び支払利息」が開示されれば、基本協定書（文書1）の規定を参照することで、特定船舶のおよその取得価格を算出可能であり、また、「固定資産税」が開示された場合も、地方税法所定の税率や、定率法の一般的な償却率を用いても、およその取得価格を算出可能であるとし、さらに、文書3ないし文書13、文書18及び文書19の「別紙1の（※1）」、文書14の「別紙1の（※2）」及び「別紙2の（※1）」並びに文書17の「別添の（※2）」にも、特定船舶の取得価格に係る情報が記載されているとして、これらの情報から、特定船舶の取得価格が明らかになると、異議申立人が数年後に予定している新船の契約等において、公正な競争により形成されるべき適正な額での造船契約が困難になるとし、「減価償却費及び支払利息」の1回当たりの支払金額も、同様であると主張する。

(イ) 異議申立人の上記（ア）の主張は、要するに、当該開示部分の情報により、異議申立人が本件契約により運航に供する特定船舶の取得価格が算出され、そのことによって、異議申立人が将来建造・取得を予定する新船の契約等において、異議申立人の不利益になる旨の主張であると認められる。

これに対し、諮問庁は、特定船舶の建造費は、既に一部の報道機関により新聞報道をされており、また、レビューにおいても既に公表されていることから、特定船舶のおよその建造費は公知の事実であるといえ、さらに、特定船舶は、平成18年8月に建造されたものであり、建造当時の資材費や人件費等と現在の同費用等は大きく異なることから、将来異議申立人において建造する新船について、特定船舶の建造当時の費用等を指標とすることは極めて困難であるため、将来適正な額での新船の造船契約が困難になるという異議申立人の主張には理由がない旨説明する。

(ウ) 以上について検討すると、当審査会において、一般に公開されている上記レビューの議事録を確認したところ、その質疑の内容から特定船舶のおおむねの建造費が明らかであり、また、特定船舶が建造された平成18年当時以降、本件契約に係る核燃料物質等輸送を取り巻く環境も大きく変動していることは十分にうかがえること等も勘案すると、特定船舶の建造費が将来建造する新船の建造費の指標とならない等とする諮問庁の説明は不合理とはいえず、そのほか、当該開示部分を公にすることにより、異議申立人の経営等に不利益をもたらすおそれ等を認めることはできない。したがって、当該開示部分は、法5条2号イの不開示情報に該当せず、開示することが

妥当である。

エ 船舶管理費について

(ア) 異議申立人は、本件開示部分のうち、「船舶管理費」（1回当たりの支払金額も含む。文書2ないし文書14及び文書17ないし文書19）は、異議申立人が特定船舶の運航会社に支払う委託料金の原資であり、毎年、料金改定に係る厳しい交渉を行っている中、これが公になると、料金交渉に係る異議申立人のノウハウや委託料金の指標となることから、今後、異議申立人の運航会社（他船の運航会社も含む。）との適正な額での委託交渉が困難になる旨主張する。

(イ) これに対し、諮問庁は、異議申立人が運航管理を委託している特定船舶の運航会社と他船の運航会社とでは、運航管理をしている船の仕様がそれぞれ異なることから、「船舶管理費」を公にしたとしても、各運航会社との料金交渉において、異議申立人のノウハウが露呈され、委託料金の指標となるとはいえず、また、「船舶管理費」には特定船舶の運航会社以外への費用が含まれていることから、異議申立人と特定船舶の運航会社との委託料金の総額とはいえないため、「船舶管理費」を公にしたとしても、異議申立人と特定船舶の運航会社との料金交渉に影響を及ぼすとは考えられず、また、異議申立人が各運航会社と適正な額での委託契約が困難になるとはいえない旨説明する。

(ウ) 以上について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「船舶管理費」には異議申立人の管理費等も含まれているとのことであり、「船舶管理費」が異議申立人と特定船舶の運航会社との委託料金の総額を示すものでないため、「船舶管理費」を公にしても、異議申立人と運航会社等との料金交渉に影響を及ぼすとは考えられないなどという上記（イ）の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。したがって、これを公にしても、異議申立人において、当該料金交渉や適正な額での委託契約が困難になるとはいえず、ひいては、異議申立人の経営等に不利益をもたらすおそれがあるとは認められないことから、当該開示部分は、法5条2号イの不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

オ 本件開示部分のうちのその余の部分について

(ア) 当該開示部分について、異議申立人は、概算契約金額はもとより、その内訳は輸送料金等に係る商取引上の機密性が極めて高く、その内訳が利害関係人に開示されれば、異議申立人のノウハウが露呈され、契約交渉が異議申立人にとって著しく不利となり、異議申立人の経営等に深刻な不利益をもたらすおそれがある旨主張する。

(イ) これに対し諮問庁は、総じて、当該開示部分には、契約金額の構

成要素としての詳細な単価等が記載されているわけではないため、異議申立人の商業上の機密には該当せず、当該開示部分を公にすることにより、異議申立人の今後の営業活動に支障が生じるとはいえないことから、法5条に定める不開示情報に該当するだけの不利益を及ぼす等の法的保護に値する蓋然性があるとは認められないため、開示することが妥当である旨説明する。

(ウ) 当審査会において、当該開示部分を見分すると、確かに、異議申立人の主張するとおり、当該開示部分には、本件の各契約に係る支払金額の内訳やその確定方法、支払条件等が具体的に記載されていると認められるところ、異議申立人からこれらを不開示とすべき具体的な理由が示されているとはいえ、また、異議申立人のいかなる正当な利益等が侵害されるかにつき、具体的な根拠が示されているわけでもない。他方、異議申立人の経営等の利益を害するおそれがあると認められる部分は、諮問庁において、法5条2号イに該当するため不開示にするとされていると認められる。

(エ) そうすると、当該開示部分につき、これを公にすることにより、法5条2号イの不開示情報に該当すると認めるべき具体的な事情が存しないというほかはなく、不開示を認めることはできない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を開示するとした決定については、開示することとされた部分のうち、異議申立人が不開示とすべきとしている部分は法5条2号イに該当しないと認められるので、開示するとしたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 使用済燃料等多目的運搬船に係る基本協定書
- 文書 2 核燃料物質等輸送に関する契約書 (平成 18 年度「ふげん」使用済燃料輸送に係る海上輸送及び東海陸上輸送)
- 文書 3 契約書 (平成 19 年度同上)
- 文書 4 同上 (平成 20 年度同上)
- 文書 5 変更契約書 (同上)
- 文書 6 契約書 (平成 21 年度同上)
- 文書 7 変更契約書 (同上)
- 文書 8 同上
- 文書 9 契約書 (平成 22 年度同上)
- 文書 10 変更契約書 (同上)
- 文書 11 契約書 (平成 23 年度同上)
- 文書 12 変更契約書 (同上)
- 文書 13 契約書 (平成 24 年度「ふげん」使用済燃料輸送に係る当該運搬船の維持管理)
- 文書 14 同上 (平成 25 年度同上)
- 文書 15 合意書
- 文書 16 使用済燃料等多目的運搬船の入出港テスト等への使用に係る費用負担に関する合意書
- 文書 17 変更契約書 (平成 25 年度「ふげん」使用済燃料輸送に係る当該運搬船の維持管理)
- 文書 18 契約書 (平成 26 年度同上)
- 文書 19 同上 (使用済燃料輸送に係る当該運搬船の維持管理)
- 文書 20 使用済燃料等多目的運搬船に係る覚書

別紙 2（開示請求文書）

- 1 機構が、北海道電力株式会社，東北電力株式会社，東京電力株式会社，北陸電力株式会社，中部電力株式会社，関西電力株式会社，中国電力株式会社，四国電力株式会社，九州電力株式会社及び日本原子力発電株式会社との間でそれぞれ締結している，使用済核燃料についての役務の提供（使用済核燃料の同機構への搬入，同機構における貯蔵，再処理，高レベル放射性廃棄物のガラス固化体化，同機構からの搬出・処分を含むが，これらに限られない）に関する契約書一切
- 2 機構が，特定会社との間で締結している，使用済燃料等多目的運搬船（特定船舶）に関する契約書一切